

# 少数言語の言語政策

## ——オクシタン語、カルカソンヌのデモ行進から

佐野直子

1960年代に「言語計画 Language Planning」概念に基づいた研究が始まった際、その問題関心は特に新興国家における「国語」「標準語」の建設の問題であった。そのため、長い間、「言語計画」研究の主体は、基本的に国家またはそれに準じるだけの権限や手段をもつような行政実体であるとみなされてきた。しかしその一方で、いわゆる「少数言語」と呼ばれる言語においては、政治的選択を実施する権限や手段をもたない文化団体などが、言語に対して何らかの決定を行って介入を行う事例も数多く報告されている。この二つの動きを「言語計画」と「言語政策」として区別するという意見もあるが<sup>1</sup>、近年はむしろより包括的な形で「言語計画・政策(Language Policy and Planning, LPP)」について議論することも多くなっている<sup>2</sup>。

本報告では、ヨーロッパの少数言語のひとつであるオクシタン語について、2009年10月にカルカソンヌでオクシタン語文化団体が結集して実施された、第三回「さあ、オクシタン語のために進もう！(Anem,òc! Per la lenga occitana!)」デモ行進の参加者に対して実施したアンケートにもとづき、「少数言語」であるオクシタン語の「言語計画・政策」は、「どのアクターが、どのような目的を持って、どのような状況で、どのような手段で、どのような決断プロセスを経て、どのような効果をもって、どのような人々のどのような(言語)態度に影響を与えようとしているのか(Cooper 1989, p.98)」を考察したい。

### 1. EU域内の「多言語主義」政策と「少数言語」

ヨーロッパの諸国家は、19世紀以降、一つの言語の存在に基づいて国民と国家を定義し、またはある一つの言語を「国語・公用語」として一元的に普及させて国民の権利や義務を規定することで、近代的な国民国家建設を進めてきた(佐野2008)。「国語・公用語」の互いの平等が、その言語に基づく諸国家の平等、ひいては諸国民の平等を守ることになる、という理念は、近代ヨーロッパを席卷し<sup>3</sup>、この原則は、現在もヨーロッパ連合(EU)における、(EUの前身のヨーロッパ経済共同体)創立以来の「加盟国の国語の平等原則」として引き継がれている。その一方で、ヨーロッパは「国語」ではない言語話者は、潜在的な「分離独立」の可能性を秘めた「民族」集団として現れることになり、それゆえに当該国家の支配者側から、その存在を否定されることが多かった。

第一次世界大戦後、これらの言語話者集団に対してあえて「民族性(ナショナリティ)」を付与せず、「言語的マイノリティ」としてとらえる考えが現れる(窪2006, p.268)。そして国際的な枠

<sup>1</sup> 「実際、どんなグループでも「言語政策(politique linguistique)」を作り上げることはできる。ディアスポラ(ろう者、ロマ、イディッシュ語話者...)も会議で結集して政策を決定できるし、一国家内のマイノリティグループ(フランスのブルトン人、エクアドルのケチュア人など)も同様のことができる。しかし国家だけが計画段階へと進み、このような政治的選択を実施する権力と手段を持っている。(Calvet 1996, p.10)」

<sup>2</sup> このような包括的な定義としては、Cooperの「言語計画(language planning)とは、言語コードの獲得、構造、機能的分配についての他者の行動に影響を与えるような意図的な取り組みをさす(Cooper 1989, p.45)」が有名である。

<sup>3</sup> 一国家内に複数の国語または公用語を持つ国家もヨーロッパには多いが、その場合にはできる限りその複数の国語・公用語を平等に扱うという言語政策をとることになる。

組みにおける「マイノリティの保護」政策が破綻し、莫大な犠牲を払ってより純化した「国民国家」造成に「成功」することになった第二次世界大戦以降のヨーロッパ諸国家は、これ以上の言語の存在を根拠とした「民族問題」「領土問題」の深刻化をさけるためにも、「言語的マイノリティ」に対して政治的・国際的な権利を与える方向を拒否し、これらの言語の存在はあくまでも国内の「文化的な問題」として捉え、その枠内で保護しようとする方向が生まれた(窪2006, p.288 / Baggioni1997, pp.345-348)。当該言語が話されている地域の分離独立は認めず、当該国の「国語」と共存することを前提としてその言語の維持を認め、その文化的存在としての言語の存続は支援するという方向である。たとえばイタリアでは、終戦後に制定された共和国憲法(1948年)第6条で、「共和国は言語的マイノリティを適切な法規のもとで保護する」ことが規定されている。1970年代以降、西欧諸国の地方分権化が推進される過程で、それぞれの「地域」において話されているこれらの「言語的マイノリティ」に対する保護が進み、特にカタルーニャ、ウェールズ、フリースラントなどの大きな自治権限を獲得した地域においては、その地域で話されている言語使用を推進する政策をとるようになった。

1990年代以降、加盟国の国語・公用語ではないような「少数・地域言語」への保護政策が、「ヨーロッパ」という枠組みで着手されるようになった。1992年にはヨーロッパ評議会(European Council)によって採決された「欧州少数・地域言語憲章」は、ヨーロッパにおいて伝統的に話されている「少数・地域言語」をヨーロッパ全体の文化遺産として捉え、積極的な保護促進政策をとることをめざすもので、批准した場合は法的な拘束力を持つ。EU新規加盟国は1992年欧州評議会によって採決された「少数・地域言語憲章」を批准する必要があるとされ<sup>4</sup>、言語の多様性を称揚しようという「多言語のヨーロッパ」という価値観は、現在「ヨーロッパ」の枠組みにおいて中心的な柱ともなっている。

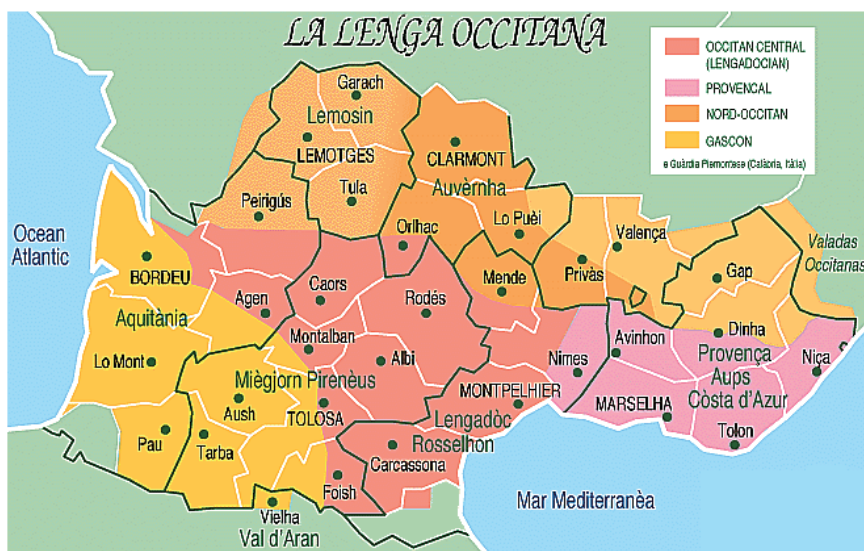
ヨーロッパにおいて、保護すべき文化遺産として現れた新たな言語のカテゴリーである「少数・地域言語」と、従来のヨーロッパの「互いに平等」とされた「国語・公用語」を区別する大きな特徴は、「国語・公用語」は、当該国民の権利や義務に関わる問題として国家の管轄で「言語政策」が行われるのに対して、「少数・地域言語」は、多くの場合、地方行政体の管轄下におかれ、その行政区域内の使用の権利が主張されることがあっても、使用の「義務」が伴うことはほとんどないという点である。「欧州少数・地域言語憲章」では、保護されるべき言語は加盟国がリストアップし、加盟国の責任において批准されることになるが、憲章第三部の言語に対する個別の措置についても、現在実際に各国でとられつつある保護政策においても、保護されるべき言語が話されている「地理的領域」がある地方行政体にまかされる形になっていることが多い。そして、「少数・地域言語」の保護は、当該国の「国語／公用語」の習得を阻害しない形で行われることが前提となっており、その習得や使用は「国民の義務」としてではなく、あくまで住民の自由な選択にもとづく付加的なものにとらえられており、その保護レベルも地方行政体ごとにかなり自由に設定できる。したがってその保護政策の内容は、それぞれの国の地方自治制度のみならず、当該「少数・地域言語」の現状、そして、地方行政体の熱意や予算などによって大きく異なることになる。当該国の政治制度によって十全な(「国家」に準じるような)権力と手段を持たない地方行政体や、市町村などのより小さな自治体が、「義務的な公用語」としてではない「少数・地域言語」の保護政策を担う場合、公的な場面に少数言語使用を導入する制度的な整備を必要とする政策(欧州少数・地域言語憲章第三部にあげられた教育、行政機関、司法機関、メディアなど)よりも、副次的で「気軽な」言語使用を推進するような政策決定を

<sup>4</sup>欧州議会レポート(European Parliament report with recommendations to the Commission of European regional and lesser-used languages- the languages of minorities in the EU- in the context of enlargement and cultural diversity)2003年7月14日(2003/2057(INI))など参照。

行うことが多い。例えば、市町村名や道路名、道路標識などの二言語表示(憲章第三部第10条2g)、言語文化センターなどの設立や「少数・地域言語」を使用するフェスティバルの開催など(憲章第三部第12条)である。

以上のように、現在、ヨーロッパにおいて「少数・地域言語」の保護政策は、各国で受け入れられ整備が進んでもいるが、その担い手は多くは州や県、さらには市町村といった地方行政体になっている。その目的としては当該行政区域内の「公用語」としての使用が掲げられる言語もあるが、そこまでの権限と熱意を持つ行政実体は多くはなく、「(場合によっては消滅の危機にある)文化遺産としての当該言語の保護とそのための(義務的ではなく、付加的な)使用促進」であることが多い。このような小さな地方行政体ごとに行われる少数・地域言語政策は、「市町村の言語政策は実際のところ不可欠である。市町村は、個人、市民、政治権力が近接する場所であるがゆえに、言語取り替え逆行(Fishman)の主要な場である」(Coyos, 2004, p.163)」として評価する意見もある一方で、言語ごと、自治体ごとの政策がばらばらでその実施レベルにも差がつきがちになることや、特に一つの言語の「領域」が行政区域に一致せず、多くの地方行政体にまたがったりした場合、互いの連携が取りにくくなる点が懸念される。

## 2. 「オクシタン語」の歴史と現状——分裂する「言語政策」と文化団体



【図1】 オクシタン語とその「言語領域(オクシタニア)」

オクシタン語(l'occitan)は、フランス(南フランスの8州、34県にまたがる地域)、スペイン(カタルーニャ自治政府内アラン谷)、イタリア(ピエモンテ州北西部国境沿い山間部、カラブリア州の一村落)にまたがって話されているヨーロッパの「少数言語」のひとつである。その「言語領域」は少数言語としては非常に広く、統一的な意思決定や、その選択を実施する包括的な領域的行政団体をもっていない。また、「伝統的な言語領域」とされている地域内においてもその話者は非常に減少しているため、「言語領域」そのものが不明瞭になっているのが現状である。

それぞれの当該国家において、オクシタン語の存在は長い間ほとんど知られていないか、またはその存在が承認されていなかったが、1990年代以降、各国で徐々にその保護政策が



とられるようになってきた。「言語領域」と政治・行政的区画の一致がはかられているスペイン・カタルーニャ自治政府内のアラン谷は、1990年にカタルーニャ自治政府内で一定の自治を獲得し、自治政府内の法制度が整備されて独自の「アラン語」保護政策をとるようになった一方で、フランス国内においてはその「言語領域」は多くの行政区域にまたがっており、その中でそれぞれの州、県、市町村などが保護政策に着手しつつあるが、保護政策をほとんど実施していない、さらにはなんらかの保護政策を行うことを拒否するような地方行政体もまだ少なくない。憲法で「共和国は言語的マイノリティを適切な法規のもとで保護する」ことが規定されていたイタリアでは、その「適切な法規」である「歴史的言語マイノリティ保護法(482法)」がようやく1999年に施行され、その対象として「オクシタン語」も挙げられた。それ以前の1990年からピエモンテ州法でもオクシタン語の保護政策は始まっているが、「482法」において、それぞれの言語の保護政策を担う主体は自治体の最小単位であるコムーネ(*comune*)であり、コムーネごとに取り組む保護政策の内容も異なっている。このように分裂した状況において、オクシタン語の社会的な位置づけを決定づける「地位計画 *Status Planning*」や、教育の中で使用する「習得計画 *Acquisition Planning*」は、国ごと、地方行政体ごとに大きくそのレベルが異なっているのが現状である。さらに、それぞれの地方行政体においてオクシタン語の可視化、書記言語化が試みられるようになり、それに伴ってオクシタン語の表記法や標準的変種の制定、語彙の整備といった「実体計画 *Corpus Planning*」も、それぞれの国ごと、地方行政体ごとに異なっていることが目につくようになってきた。オクシタン語の話される範囲の広さから方言分化が激しいだけでなく、それぞれの当該国家の「公用語」や隣接するより上位の言語の影響もあって、その書記化された言語間の差も大きいためである。

そもそも、各地方行政体での言語政策が始まる以前から、オクシタン語は長い復興運動の歴史があり、「習得計画」や「実体計画」をはじめとした「言語政策の分野において数多くの企画に着手してきたのは、(...)活動家の文化団体 (*associations*)」(*Coyos, 2004, p.159*)であった。そして、なんらかの「言語政策」の意思決定を強制力をもって実施できない「少数言語」は、書記法は多様で分裂したものになりがちである(*Caubert/Chaker/Sibille 2002, p.9*)。オクシタン語は中世以来の文学を持つ伝統から、「少数言語」としてはきわめて書記言語に対する意識が高く、オクシタン語の復興運動を進めるために設立された各地の数多い文化団体も、この言語の「書記化(文学、雑誌刊行、学校内外でのオクシタン語教育など)」を中心にして展開されてきたが、その歴史の長さ、文化団体の数の多さゆえに、その対立も深刻になった。すでに19世紀からその広い言語領域を覆うような表記法の統一がめざされてきたが、「オクシタン語地域(オクシタニア)」全土を覆うような組織を持つ2つの文化団体(1854年に設立されたプロヴァンス地方の文学団体であるフェリブリージュ *Felibrige* と1945年にトゥールーズで設立されたオクシタン語研究院 *Institut Estudis Occitan, IEO*) が異なる表記法を提案し、その対立は現在も続いており、標準変種の決定は現在ほぼ不可能な状態である(佐野2005)。

1990年代以降、地方行政体が「少数・地域言語」を保護推進するための政策をとるようになる中で、多くの行政体において、当地で長い間活動していたさまざまな文化団体との連携・協力がはかられた。地名二言語表示などにおける書記形態の選定などさまざまな業務の委託や、文化団体の公設化、文化団体が提案するさまざまなプロジェクトの財政的支援などである。すでに当該地域内においてすら話者が少数派になっていることも多い少数言語にあって、その話者自らによって設立され運営されている文化団体が地方行政体の少数言語保護政策を事実上担うことは、今までの活動が公的に評価されたことでもあり、自らのことを自ら決定する権限を与えられたという意味でも歓迎されている。しかしオクシタン語においては、それぞれの地方行政体がそれぞれの行政区域で活動している文化団体と連携する過程で、「オクシタニア」

全土に支部を持つ組織は特定の地方行政区域と連携することが難しいためにその影響力や凝集力が低下し、各文化団体や支部の活動が地方行政体ごとに分断されたり、競合的な文化団体のうちどれが行政体と連携できるかでより対立が先鋭化し、オクシタン語内の内部分裂状態がむしろ可視化される事態ともなっている(Sano 2008)。

以上のように、現在、オクシタン語に対する「言語政策」は、その広い「言語領域」を覆うような地方行政区域をもたないまま、それぞれの国の多様なレベル(州レベル、県レベル、市町村レベル)の地方行政体が実施するようになってきているが、多くの場合、言語政策の実際の担い手はそれぞれの地方行政体の財政的援助という手段を得た文化団体であるという実態がある。従来文化団体が担ってきたオクシタン語の言語政策の目的は、その消滅をくいとめることが中心であり、オクシタン語という存在そのものの承認・アピールであった。そのような政策・主張を続けなければ、オクシタン語はその存在自体が十分に保障されていないほど衰退しているのみならず、近代ヨーロッパにおける十全な言語(=国語、公用語)としての存在を否定され、その方言分化や併存する言語との類似性や接触によって、一つの言語としての一体性それ自体が確保できていないオクシタン語は、何よりもその「少数言語」としての存在をあらためて創出することそれ自体が言語政策の目的となっている。しかしながら、現在の地方行政体ごとの言語政策は、その行政体の歴史的文化的独自性を提示するための保護政策であり、その行政区域を超えた「一つの言語としての一体性」は考慮されない。そのような政策が進めば進むほどその言語としての一体性が担保できなくなるというジレンマにも陥っている。

### 3. "Anem, Oc! Per la lenga occitana! (さあ、オクシタン語のために進もう！)" における調査

#### 3.1. 概要—オクシタン語話者によるデモ行進

2005年10月、南フランスラングドック・ルシヨン州の世界遺産の町カルカソンヌで、オクシタン語文化団体の中でも、「オクシタン語地域(オクシタニア)」全土に支部を持つ組織であるIEO, FELCO(Federacion dels Ensenhaires de Lenga e de Cultura d'Òc オック語とオック語文化の教師連盟), Calandreta(オクシタン語地域全体で30校以上の学校を運営するバイリンガル教育NPO), Oc-Bi(公教育におけるフランス語/オクシタン語バイリンガル教育のための文化団体)などが中心となって、第一回の「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進が実施され、主催者側発表で10000人が動員された。これらの文化団体のメンバーを始め、各地の小さな文化団体へも参加が呼びかけられ、カタルーニャのアラン谷の人々や、イタリアの文化団体のメンバーなども参加した。

2005年の成功を受けて、2007年3月に、同じくラングドック・ルシヨン州のベジエ市にて第二回のデモ行進が実施され、長年にわたってIEOと競合的、対立的関係にあった全「オクシタニア」組織を持つ文学団体であるフェリブリージュも正式に主催団体として参加した。この二つの団体が共同で行動するのは画期的な出来事であった(主催者発表動員20000人)。2009年10月には、再びカルカソンヌでの第三回デモ行進が行われた(動員主催者発表25000人、新聞発表15000人)。2008年のフランス憲法改正において、第75条1に「地域諸言語は、フランスの文化遺産に属する(Les langues régionales appartiennent au patrimoine de la France)」という条文が加えられ、フランスは初めて憲法上で「地域諸言語」の存在を承認したことになったが、「文化遺産」として位置づけられた「地域諸言語」に対する保護政策が具体的にどのように実施されるかは不明確であることもあり、2009年のデモ行進においては、より具体的なオクシ

タン語の使用促進を求め、国、地方行政体、さまざまな政党にアピールすることが目的とされた。地元政治家も招待され、各地から数十名がデモ行進に参加したり、祝辞を届けたりしている<sup>5</sup>。

第三回カルカソンヌのデモ行進においては、国鉄駅前の新市街の公園から出発したデモ行進は、そこから2キロほど離れた中世の城塞都市部まで行進し、その堀の中に集結して、主催文化団体である5団体の代表がそれぞれオクシタン語での声明を読み上げた。



【図2】 2009年10月の第三回「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進のビラ。二つ折りになっていて、中にフランス語／オクシタン語の二言語で、4つの要求が提示されている。



【写真1】 カルカソンヌ中世の城壁前のデモ行進の様子。2009年10月24日筆者撮影。

<sup>5</sup> <http://anemoc.org/> 参照



【写真2】 カルカッソヌ城壁内での主催団体代表者の声明。2009年10月24日筆者撮影。

2009年のデモ行進では、以下の4つの要求が掲げられた。

- ① メディア-オック語の公共ラジオ・テレビ局、私的なメディア活動への積極的な援助
- ② 創作活動-出版、演劇、全般的なショー活動、映画、音楽などへの特別な政策と支援
- ③ 教育-さまざまな形式での教育を選ぶことができるようにする、全般的な政策  
オクシタン語での教育(イマージョンまたは同時間バイリンガル)  
オクシタン語・文化の教育  
成人教育
- ④ 公的場面-公的場面においてオクシタン語が存在するようにすること  
地名表示の二言語化

デモ行進当日は、実施する市内(第二回ベジエでは市中心部広場、第三回カルカッソヌでは国鉄駅前の「新市街」の公園)ではテントが設営され、各文化団体がその活動を展示したり、さまざまな「オクシタン語」関連商品(本、CD、Tシャツや旗などのグッズ)、地元特産物の露店も出され、夜にはオクシタン音楽の野外ライブが無料で行われ、「お祭り」としての側面も打ち出される。各地の文化団体同士の交流の場でもあり、「オクシタン語文化」を提示する好機ともとらえられていることが伺える。

### 3.2. 2009年10月24日カルカッソヌでのアンケート調査と結果

筆者は、第三回のカルカッソヌでのデモ行進に参加したおりに、参加者に対するアンケート調査を行った。駅前公園内にテントの場所を確保し(カルカッソヌのデモ行進を管轄したカルカッソヌ市内のオクシタン語文化団体に20ユーロ/mで登録し、机とテントを貸与してもら



う)、そこでアンケート用紙を配布して答えてもらう形式である。アンケートの質問文はオクシタン語とフランス語の二言語を併記した。質問項目は以下の通りである。

- ・年齢、性別、現住所(市町村名)、職業
- ・オクシタン語文化団体への参加の有無、その文化団体の名称
- ・オクシタン語の聞き、話し、読み、書き能力について、それぞれ  
全くできない／少しできる／かなりできる／とてもできる
- ・2008年のフランス憲法の改定によって挿入された条文  
第75条1「地域言語はフランスの文化遺産に属する」をどう思うか
- ・2007年のカタルーニャ自治憲章改訂によって挿入された条文  
第6条5「アラン谷ではアラン語と名付けられたオクシタン語は、この領域の固有の言語であり、カタルーニャで公的である」についてどう思うか
- ・オクシタン語のために、国家には何をしてほしいか
- ・オクシタン語のために、自分の州には何をしてほしいか

記述式で時間が回答に時間がかかること、テントの場所が公園の奥まった場所で人通りが少なかったこともあり、回答を得られたのは145人(男性89人、女性53人、不明3人)であった。年齢は12歳から79歳まで幅広く、居住地はオクシタン語地域に含まれる6州をはじめ、カタルーニャから4人、バレンシアから1人、イタリアから3人の回答もあった。以下にアンケート調査の回答を簡単に示す。

#### ①オクシタン語能力

まず特筆すべきはインフォーマントのオクシタン語能力の高さである。フランス語とオクシタン語の二言語併記の質問文に対して、88人がオクシタン語で回答してきた。「読み書き聞き話す」すべてを「とてもよくできる」としたのは32人にのぼったのに対して、すべてに「全くできない」とした人は5人にすぎない。「全く書けない」は37人、「全く読めない」人は8人で、やはり「書く」ことはやや敷居が高いとはいえるが、「オクシタン語地域」においてもオクシタン語話者は10%にも満たないとされ、オクシタン語教育も十分に普及していない現状にあって、回答者であるこのデモの参加者は、きわめて「特殊」な層であることが伺える。

#### ②文化団体への参加

ほとんどの人が何らかのオクシタン語文化の団体に所属しており、地元の団体と大きなネットワークを持つ組織など、複数の団体に所属している人も多い。いかなる団体にも所属したことがない人は14人であった。このデモの動員は各地のオクシタン語文化の文化団体経由で行われたので当然ではあるが、オクシタン語文化以外の文化団体に参加しているとした人も6人いた。「いろいろありすぎて書ききれない」「何でも」とした人も7人いた。

#### ③フランス憲法改定について

2008年のフランス憲法の改訂に伴って、憲法上で初めて「地域諸言語」の存在が承認されたが、この点においては不満を表明したインフォーマントが多かった。「よかった」「その通り」といった肯定的な評価が35人に対して、「不十分、始まりにすぎない」としたのが40人、また『フランスの』文化遺産という表現はおかしい』など条文の文面に対する不満13人、「法律を作るべき」「憲法2条(共和国の言語はフランス語である)を改定すべき」と、さらなる法的な整備、改良を求める意見が7人にのぼった。また、「実際の適用が必要」「生きた『文化遺産』にする必要がある」など、実際の政策的側面の整備を求めた意見が17人であった。

また、言語政策において非常に重要であるはずの法整備に対して無関心、または期待度の



低さが伺える回答も散見された。「状況はどうせかわらない」としたのが 4 人、また、「フランスのことなんてどうでもいい」「私たちを眠らせるための条文だ」「幻想にすぎない」などの意見が見られた。

#### ④カタルーニャ自治政府の言語政策に対する意見

カタルーニャ自治政府には人口 10000 人程度のアラン谷という地域を含んでおり、そこでは「アラン語」といわれる、オクシタン語の一変種が話されている。1990 年からカタルーニャ自治政府は、その「アラン語」に対する積極的な言語政策を開始し、アラン谷内ではカステイリャ語、カタルーニャ語に並ぶ公用語としての地位を付与してきた。そして 2007 年の自治政府内言語政策法の改訂で、第 6 条 5 に「アラン谷ではアラン語と名付けられたオクシタン語は、この領域の固有の言語であり、カタルーニャで公的である」という条文が挿入された。これは、「アラン語」がオクシタン語の一変種であることと、この「アラン語」がカタルーニャ自治政府内全体で公的な使用を認めたことを意味する。

議論も多いこの条文について尋ねたところ、まず目についたのが、カタルーニャ自治政府のきわめて積極的な言語政策への高い評価である。「賛成、すばらしい」といった賛意を示すものが 45 人、「フランス／オクシタニアでもやるべきだ」18 人といった好意的な回答が多く、「オクシタニアのモデルになる」8 人、「カタルーニャとオクシタニアの団結を」3 人など、言語的な類縁性も高い隣接地域のカタルーニャ語への言語政策への期待や羨望がうかがえる。

しかし一方で無記述 34 人、「知らない」6 人「？」3 人など、この事実が知られていないことや、無関心も目についた。アラン谷はピレネー山間部の小さな谷であり、「オクシタン語が唯一公用語として使用されている」とはいえ、その地域への関心はそれほど高くない。スペインのきわめて分権化された政治体制と中央集権型が強いフランスとの違い、カタルーニャ自治政府の政治的・経済的パワーは、フランス国内のオクシタン語の状況とはあまりにかけ離れており、「別の問題」とであるという意識も強いようである。「賛成しない」2 名、「具体的政策に欠ける」2 名、「自治には反対」2 名と、批判的意見も散見された。

#### ⑤国への要望

主にフランスに居住する回答者の、フランスという国家に対しては、フランスにおいては今でも国家の管轄下にある部分が多い教育とメディアの分野での状況の改善の要望が目立つ。「教育への財政的支援、二言語教育の推進、教員養成、地域言語義務化、地域の歴史教育」など 30 人、「テレビ、ラジオなどメディアでのオクシタン語の使用促進」14 人などである。また、「地域言語のための法律の制定」5 人、「欧州評議会の少数・地域言語憲章の批准」2 人、「憲法改定」が 1 人と、法制度の整備を訴えたものもある。

一方で、より抽象的ともいえる「公的な承認」や「支援」を望む意見も多かった。「言語としての公的な承認」32 人、「オクシタン語の保護、使用促進、活動のための支援、資金」など、特に財政的な支援を望むもの 18 人、「オクシタン語の使用促進、可視化、知識や文化活動の普及」など、ややあいまいながらその使用の促進を望むものが 10 人、「公的な承認」との区別は不明だが、「公用語、公的な地位」を要望する意見が 17 人、「多言語主義言語政策」を要望する意見も 2 人あった。

国への要望で興味深いのが、国を「少数言語」の保護政策の担い手というよりも、その妨害者とみなし、その権限の削減や、「撤退」を望む意見も多かった点である。「連邦化、分権化の進行、オクシタニア州の創設」6 人、さらには「連邦化してなくなってくれ」3 人というやや過激とも言える意見がみられた。「これ以上文化破壊をするな／数世紀にわたる言語の破壊と植民地主義への補償」が 4 人、さらには「何も（どうせ何もしないんだから／国ができることなんてない／もう戯れ言は聞き飽きた）」とした者も 5 人いる。長年の中央政府の少数言語に対する徹底

した無視、軽視の政策によって、オクシタン語話者には失望感や国から距離を取る態度が見られるようになってきている。「少数言語」言語政策の担い手は、国家ではなく、またあつてはならない、という意識の現れともいえる。もっとも、法的な分野の整備やさらなる地方への権限委譲の決断は結局国家にゆだねられるのであり、回答者の中にも「全て(できるだけ多くのことをしてほしい/まだ何もしていないんだから)」とした者が3人いた。(無記述 14 名)

#### ⑥居住する州への要望

「国」に対する失望感や距離感に対して、地方行政体の中でもっとも大きな地理的範囲を有する「州」に対してオクシタン語のための政策の希望を尋ねると、「少数言語」の言語政策の担い手としての期待や一定の評価がされていることがみてとれる。「現在の保護政策の継続(さらなる充実)」としたのが 5 人、「より積極的に関わってほしい」3人などである。その一方で、州ごとの取り組みの違いも目立つようになっており、「うちの州は何もしてくれていない」4 人といった意見も見られた。また、「自治」11 人「独立」6 人(うちカタルーニャ人 2 人)、「分権化、連邦化」3 人といった、より強力な権限をもつ地方行政体を創設することで、「オクシタン語の公用語化」6 人や、「フランス語と地域言語の二言語化、対等な扱い」2人などを進めてほしいという希望も見られる。

その一方で、現在の地方行政体ごとに分裂した言語政策の取り組みそれ自体への懸念が表明されているとも感じられるのが、「オクシタニア州の創設、本来の領域のカバー」2人、「他の地域との連携」1人という意見である。

どのような政策を進めるかについては、「オクシタン語の使用促進、話者数の増加」15 人、「言語文化の承認」11 人「言語政策(真の/言語的多様性のための)」3人、「地域の独自性の保持、復活」3人「文化の商業化をくいとめろ」2人、さらには「全て」2人といった、比較的抽象的な意見もある一方で、「教育の推進」を挙げた 14 人の中には、公立二言語教育の促進、オクシタン語教育の全般化、すべての市町村で大人向けオクシタン語講習など、具体的な要望も目についた。また、「テレビ、ラジオでのオクシタン語使用促進」7 人など、メディアの分野への要望と同じく「地名表示の二言語化」7人と、地方行政体ならではの希望を寄せる人も多い。「言語・文化活動への支援」14 人、「オクシタン語活動をしている人々をもっと取り入れてほしい」1人など、文化団体への支援や連携を求める意見もあった。(無記述 18 名)

### 3.3. アンケート分析

デモ行進に参加し、アンケートを実施して感じ取れるのは、このデモ行進は、公式には国、州、政治家に向けた具体的な言語政策実施へのアピールとされている一方で、必ずしも言語政策の担い手への請願するという目的のための「手段」ではないのではないか、ということであった。フランスの今でも続く中央集権型の政治体制と「少数・地域言語」に対する無関心、無理解に対して、参加者は公式にもアンケートに対しても改善の要求を出しつつも、失望感を隠さない。地方行政体への期待はあるとはいえ、その希望はそれほどまとまったものではなく、小さな要望であるか、それなければ広範な、悪く言えば茫漠としたものともいえる。カタルーニャ自治政府のような強大な権限に基づく積極的な言語政策に対する羨望はあっても、「自分たちは別の問題」とみなしているふしもある。言語政策の「担い手」としての行政体に対して、今までも、教育、メディア、地名表示など、個別の分野について、それぞれの文化団体がそれぞれの地元でさまざまな要求をしていたが、「少数言語保護」は政治的に必ずしも大きな話題ではなく、地方行政体の首長の個人的な意識や思惑に左右されることも珍しくない(佐野 2007, 佐野 2010)。このような状況に対して、怒りよりはむしろある種の距離感、あきらめがデモ行進の参加

者からすら見て取れる。

それでは、なぜ2年に一回のペースで、「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモが実施されているのだろうか。デモ行進に参加して感じたのは、このデモそのものが、近年地方行政体が各地で主催するようになった「地域言語文化フェスティバル」に似ているということであった。地方行政体が行う、付加的で「気軽」な少数言語への保護政策であると共に、観光政策としても注目されている「地域言語文化フェスティバル」は、市長など地方行政体首長のイニシアティブのもとに、州や県の補助金を得て、多くの場合、オクシタン語文化団体が共催または協力、参加する形で、2000年代以降各地で実施されるようになってきている。このようなフェスティバルの開催は、その地域の文化アイデンティティとしてのオクシタン語文化の存在を、観光客のみならず地域住民にも広く掲示する効果があるだけでなく、各地の文化団体の交流の場を提供することにもなる。そして、このようなフェスティバルの開催のもう一つの大きな効果は、「オクシタン語を使用する」場を作り出すことである。もはや日常的な場面で使用されることが少なくなっているオクシタン語は、なんらかの「特別な場(Sano 2004)」を作らない限り、コミュニケーションの手段として使用することが難しくなっている。「オクシタン語」に積極的に関わってきた文化団体のメンバーが結集する「地域言語文化フェスティバル」では、そこで出会った見知らぬ人ともオクシタン語で会話することが可能な、希少な場を創出している(佐野 2007)。

複数の文化団体が主催する形で実行される「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進は、このような地方行政体の行っているフェスティバルを、「デモ行進」という形を借りて実施しているという意味合いがあるように思われる。つまり、デモ行進それ自体が文化団体だけで行っている「オクシタン語フェスティバル」という「言語政策」の実践なのである。デモ行進の参加者は、自主的に結集したオクシタン語地域中に居住する文化団体のメンバーであり、そのオクシタン語能力はきわめて高い。逆に言えば、現在の「オクシタン語話者」は、伝統的な「母語話者」の共同体のメンバーなのではなく、事実上、オクシタン語教育や文化などの文化団体に意識的に参加しているメンバー、またはそのネットワークにアクセスしやすい場にいる人々によって構成されている。そのため、デモ行進当日は当たり前のようにオクシタン語が使用される場が創出され、アンケート用紙の記入ですら「オクシタン語の使用」が顕示される。そしてそれは、地方行政体ごとの、分断された、かつ場当たりのともいえる言語政策が行われる中で、従来の少数言語の言語政策の担い手であった文化団体が、その分裂状態の固定化に抵抗するための拠点という意味合いもあるであろう。教育やメディア、地名表示といった場面では、行政実体のイニシアティブは不可欠であるが、「フェスティバル」のようなシンボリックな形の「言語政策」であれば、地方行政体から委託されなくても自分たちで団結して実施できるという意志の現れでもあり、「全オクシタン語地域の自覚的な話者集団」を規定することで、オクシタン語の「言語政策」の主體的なアクターとしての役割を取り戻そうとする試みではないかと思われる。

「さあ、オクシタン語のために進もう！」デモ行進は、「オクシタン語話者集団」を構成している文化団体のネットワークのメンバーをアクターとし、話者集団内が分断されがちな状況にあって、「オクシタン語」とその話者、その使用を統一的に提示することを目的とし、デモ行進とそれに伴う「フェスティバル」的空間の創出という手段で、数多くの文化団体の集結という決断プロセスで、「少数言語」としてのオクシタン語の存在に無関心な国家、「オクシタン語」を話さない地元住民の言語態度に対してその存在をアピールするという影響を与えようとし、同時にそれぞれの地方行政区域ごとにばらばらな政策をとる地方行政体に対して、より具体的に連携のとれた言語政策の実施を求めるといった影響を与えようとする「言語政策」であるといえる。

【参考文献】

- Baggioni, D., 1997, *Langues et Nations en Europe*, Paris, Payot
- Calvet, L-J., 1996, *Les politiques linguistiques*, Que sais-je?
- Caubert, D. / Chaker, S. / Sibille, J.(éd.), 2002, *Codification des langues de France*, L'Harmattan
- Cooper, R.L., 1989, *Language planning and social change*, Cambridge
- Coyos, J-B, 2004, *Politique linguistique, langue basque et langue occitane du Béarn et de Gascogne*, Elkar
- 窪誠, 2006, 『マイノリティの国際法』信山社
- Sano, N., 2004, “«Parla patoés! » - l'attitude linguistique des *patoisants* face à une étrangère” in *Scène, évolution, sort de la langue et de la littérature d'oc, Actes du septième Congrès International de l'Association International d'Etudes Occitanes (AIEO)*, Viella, Roma,
- 佐野直子, 2005, 「ヨーロッパの多言語主義と少数言語——『オック語』の事例から」 in 『ことばと社会』9号, 三元社
- 佐野直子, 2007, 「Cal far la fèsta (祭りをしなくてはならない)——『オクシタニア』におけるフェスティバル開催にみる『地域文化』概念」 in 『フランスにおける地域文化振興と社会構造に関する社会学的研究』平成 16-18 年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書(研究代表者: 定松文)
- 佐野直子, 2008, 「ヨーロッパの『多言語状況／多言語主義(Multilingualism)』と少数言語」, in 「多言語状況の比較研究(アジア・アフリカ研究所)」HP
- Sano, N., 2008, *Una lenga en chamin/Una lingua in cammino/A language on the way/途上の言語*, Chambra d'òc, Itàlia
- 佐野直子 2010, 「二つの『地域』の間で——フランスにおける『地域』概念と『地域言語文化』」 in 小森宏美(編)『CIAS Discussion Paper No.17 リージョナリズムの歴史制度論的比較』京都大学地域研究統合情報センター

<http://anemoc.org/> Anem, òc! Per la lenga occitana

<http://www.felco-creo.org/> Federacion del ensenhaires de lenga e de cultura d'òc